

平成25年度 第2回奈良県環境審議会議事録

日時 平成25年10月18日(金)

午前9:30～11:30

場所 奈良中小企業会館4階大会議室

・出席委員

花田委員(会長)、中澤委員(副会長)、高橋(隆)委員、辻委員、久委員、藤井委員、村松委員、井岡委員、高柳委員、和田委員、小林委員(代理:資源エネルギー環境部環境・リサイクル課 坂倉氏)、池内委員(代理:企画部 小山下氏)、中村委員(代理:生産部生産技術環境課 安久氏)、今中委員、大植委員、坂口委員、高橋(伸)委員、壺井委員、米田委員、南本委員

・会議概要

(1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について

・水質部会長及び事務局より説明を行い、審議の結果、答申を行いました。

(2) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について

・環境影響評価審査部会長及び事務局より、中間報告を行いました。

(3) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について

・環境影響評価審査部会長及び事務局より説明を行い、審議の結果、答申を行いました。

主な質疑内容は以下のとおりです。

《(1) 奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について》

(花田会長)

それでは、議事に入らせていただきます。議事の1つめでございます、「奈良県生活環境保全条例施行規則の一部改正について」でございます。

本件につきましては、平成25年5月16日付けで、奈良県知事より当審議会あて諮問がございました。5月22日開催の平成25年度、第1回の環境審議会にて、水質部会に付議し、議論を行っていただいていたところでございます。

それでは、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

(事務局より資料1-1～1-4に基づき趣旨説明)

(花田会長)

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました案件についてですが、省令が変わったということで、一部が改正されました。有害物質が追加されて、排水基準が規定されたのに則りまして、奈良県生活環境保全条例施行規則を改正しようという案件でございます。今、事務局と部会長の方からご説明ありましたが、省令では有害物質に追加されている、アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、奈良県はこの11ページにあるような理由から、項目の追加及び排水基準の追加を見合わせるというのが部会のご意見でございます。部会に付議したわけですが、部会からの意見として審議会に上がってまいりましたので、この審議会の皆様のご意見を伺った上で、答申をとりまとめて、知事にお返ししたいと思いますので、委員の皆様のご質問やご意見をお聞きしたいと思います。

(高柳委員)

条例が出来るのと出来ないのとでは、どういうことが想定されるのか。例えば、中山間の小川のとなりに環境に悪い20頭以下の畜舎があつて、といったところでは。

(中澤委員)

そもそもの発端は何かというと、アンモニアが有害物質であるかどうかということなので、別に有害物質でなければこんな規制は必要ないわけで、だから規模とかそういうのは全然関係ないですね。大規模であろうが小規模であろうが、

別に有害物質でないものを出していても何ら問題ない。

(高柳委員)

アンモニアというのは臭いがしますね。

その臭いで参ったという人は、少ないかもしれませんが、環境に害があるという判断はどのレベルの判断ですか。

(中澤委員)

これは排水基準ですので、多分臭いとかはまた別の基準があるはずですが。畜産自体に対しても規制があって、例えば排出物をどういうふう処理するのだとか、そういうのはまた別に規制があるらしい。部会としてはあくまでも排水の水質基準として考えているので、もし臭いが出るぐらいだったら、かなりの濃度になるはずですが。

(高柳委員)

大気に出る空気の臭いと水と、俺らが扱っているのは水やからということで区切ってやるというのは、僕は正直連動してすべきものだと思いますし、特に中山間の環境問題というのは大事なので、この文章の中でそのとこまでは見えないというふうに思いますし、私が預かっているのは水だけですというのも、いかがなものかなと思います。

(中澤委員)

ただ水だけといっても臭いは臭いであって、臭いが抑えられるくらいであれば、水質は全然というか、臭いのレベルと水質中のアンモニア濃度のレベルはまた別の問題です。あまり書いていないのですが、例えば水質の中で、その山間部の小規模のやつの臭いがどうのこうのって言うのだったら、奈良公園は鹿が1000頭以上居るわけですけど、今でも奈良公園というのは臭いがするわけです。じゃあそのまま奈良公園を放っておいて、小規模なやつだけを標的にして、色々規制をかけて、それだったら小規模なものに対しては何か規制をかけて、それ以外の大規模なやつは何も関係がないと、そういうこと。

(高柳委員)

奈良公園の場合も同じことだと思いますけど、それはまた一つの歴史的な流れがあつてのところと混同してはいけないと思いますし、ここの場合は、利害の衝突を回避するための1つのルールをつくるというふうに思っているのです。亜硝酸化合物というのは化学肥料の関係の？

(中澤委員)

化学肥料はアンモニアなんですね。ほぼアンモニアか尿素、そっちのものなのです。だからここでアンモニアについて規制をだしたら、もしかしたら山間部の件は規制できるかもしれないです。それだったら肥料として畑にまく硫安とか尿素は一体何だということになる。だからそういうものに比べれば、農業のときに肥料としてまくアンモニアの量は桁違いで大きいわけです。だから排水基準の中にアンモニアを有害物質として加えると、山間部どころか全ての所にかかってきてしまう。

(高柳委員)

亜硝酸のところは、奈良は大都会の近郊農業やなしに、今は鹿児島とか高知というのは、亜硝酸の農地に対して大きな問題も出ていますよね。その言い方で言えば、化学肥料を撒いているという話と今の話やったら、僕は化学肥料も一定程度の限度を超えたら、農家自身が規制しないとイケないと思います。だから今の言い方はダメだと思います。という話になっていくので、簡単にアンモニアは我々の生活の近くにありすぎるからということじゃなしに、一定程度こういう論議があったということは、大事だと思います。農業地帯でも亜硝酸のことを巡って、大きな問題になっていることが分かっているわけですよ。

(中澤委員)

それは亜硝酸の問題ですよ。だから別に亜硝酸とか硝酸を規制することについて我々としては文句ないです。

(中川課長)

家畜業に関しましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が平成11年に成立しまして、それによりますと、家畜排せつ物の野積みや素堀りといった不適切な管理で環境保全をしているため、堆肥化など適切な処理を施すといった、適切な家畜排せつ管理をしなければならないというふうに決まっております。そのため、県内の家畜施設において、実態調査をさせていただきましたが、特に水質汚濁の原因となる尿について、おがくずに吸収させて、と共に堆肥化処理、発酵するというかたちで、系外に排出している事業所はございませんでした。

(花田会長)

議論を少し整理させていただきたいと思います。まず省令で有害物質の追加があったということでございますよね。部会長はその有害物質の追加に関しては必要ないというご判断で、部会の意見もそういう判断になっていると。一方でこれをあえて外すということが、奈良県において適切かどうかということ、高柳委員がおっしゃっておられるのではないかと思うので、少し議論の分野が食い違っているように思うのですが、あえてこの奈良県で外すということをするためには、かなりの理由がないと……。つまり必要ないから外しますというふうに聞こえてしまうのですが、そのあたりのご説明いかがでしょうか。

(中澤委員)

もう少し水質部会のお話をすると、なぜこれを有害物質とするか、有害物質の表がありまして、今までは亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素とそのように書いてあるのですが、今回それに追加されたのはアンモニア。なぜそれが有害であるものの中に、例えば硝酸とか亜硝酸はこういう害があるからと害が書いてある、だから有害だと。その表の中に、アンモニア、アンモニウム化合物が追加されてしまった。実際に害があるのは高柳委員がおっしゃったように亜硝酸です。亜硝酸は確かに、有害なのですが、その表の中にアンモニウム化合物が入ったということで、アンモニア及びアンモニア化合物もこういう理由があるから有害だということになる。しかもなぜそれが加えられたのか根拠を調べたのですが、それがはっきりしない。だから部会ではアンモニアだけを表から除いたらいという案も確かに出たのですが、そうするともっと話がややこしくなって、まあそれだったらというわけで、さっきの表が出てきたんですけどね。例えばアンモニア及びアンモニア化合物を入れると、結局亜硝酸があるから有害だと、じゃあそれだったら、何でこの中に尿素やタンパク質が入ってないのか、そういう物質はあらゆる生物が出すじゃないか、そしたらあらゆる生物が有害になるのかと、さっきのはそういうことです。表を作りかえるのは上からきているものだから不可能でどうしようもないから、じゃあ入れないでおこうということになりました。

(高柳委員)

多分、学者の中に大きな流れがあって、アンモニアを入れる入れないとかこの省令で大きな流れがあったのではないかと疑ってしまうのですね、僕は亜硝酸の話は、大きな問題なのだなというふうに、山の方じゃなしに、平地の方で起きる場合もあるなど思っているのですが、言えば言うほどアンモニア論議みたいなので、学者の中で何かあるのではないかというふうに思ってしまった、この中で話してこういう論議を議案通り通っていったらいいと僕は思ってい

すよ。しかし、なんとなく聞いてそのまま流すというのは、と思つての話です
ので。

(中澤委員)

書き足りない部分もあつて、本当はもっと詳しく書くべきだったと思います。
ただし学者の流れというか専門じゃなくて、本当は生化学の方なんですけど、
実際にそれを書くときにいろいろ資料を調べた中で、高濃度のアンモニアで魚
が死ぬとか、そのようなことももちろんあるのですが、実際にその論文を見る
と、水中のアンモニアがアンモニアとして存在するには、アルカリ性に持って
いかないとアンモニアにはならなくて、液性が中性かまたは酸性である限り、
ほとんどのアンモニアはアンモニウム塩になるんです。アンモニウム塩になると、
魚にも全く影響はないと。高濃度だと何がでるか知りませんが。その論文
自体が、アルカリ性で魚にダメージを与えるというのは、アンモニアのせいな
のかアルカリ性に持っていたせいなのか、実を言うとよく分からないように書
いてある。学者がこういうふうに議論したから正しいかと言われると、それは
あまりあてにならない。

(高柳委員)

それぐらい学者の中で論議があることを、省庁が省令で書いてくるというのは、
逆にいろんな省令で規制することにいいことがあるのだろうというぐらいのこ
とを感じて。そのまま省令を追認はしないということにはなるのですね。そう
いう意味では面白いなと思ひながらも、それでいいんじゃないですか。

(花田会長)

他の委員の皆様はご意見いかがでしょうか。
私1点気になるのは、アンモニア化合物というのと、アンモニウム化合物とい
うのは違うのですか。

(中澤委員)

化学的に言うと、アンモニウム化合物が正しいのかと思います。アンモニアは
アンモニアで、アンモニウムという物質は存在しなくて、塩化アンモニウム、
硝酸アンモニウムとか塩として存在するわけで、それをおそらくアンモニウム
化合物と2ページの表には書いてある。おそらく一種の省略系でアンモニア化
合物と書いてあるのだろうなと想像しています。

(花田会長)

水質汚濁防止法の改正内容の第2条にはアンモニア、アンモニウム化合物と書いてあるのですよね。今回の審議結果のところには、アンモニア、アンモニア化合物と書いてあるのはどうしてでしょうか。

(中澤委員)

諮問されたのが、そういうかたちだったので。例えば1ページのはじめにというところで、アンモニア、アンモニア化合物何とかが規定されたと書いてあるので、それをそのまま持ってきました。部会としてはどちらかというところ、アンモニウム化合物を使いたいわけですけど。

(中川課長)

アンモニア、アンモニウム化合物と訂正させていただきます。

(花田会長)

この1ページのはじめにというところも、そもそも訂正していただく必要があるかなど、最初から思っておりましたので、よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。

(高柳委員)

6ページのところで、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の基準値以上の地点が21か所報告されていますが、これはどういうふうに見たらいいのですか。

(中川課長)

③の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の21地点の超過のところですが、これは地下水での測定でございまして、直接畜産に係るようなものではなく、他の要因も含めて入っておりますので、結果としては環境基準を超過しているという状況にあります。

(中澤委員)

少し補足させていただきますと、絵にありますように亜硝酸とか硝酸は、これは両方ともひっくるめてあるので、実際に有害なのは亜硝酸なのですが、亜硝酸がこの中に何%含まれているのか分からないんですけど、さっきの図でわかりますように、自然界に生き物がいる限りは、必ず硝酸は存在すると理解しています。人間が生活すればするほど増えるのは確かです。

(花田会長)

今のお話ですが、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素に関して環境基準が設定されているんですね。今、部会長はこの基準そのものの話をされていると思うのですが、現状として環境基準値を超過しているところが21ヶ所あるということですよね。これは今、水質測定しているのですが、今後このご意見の通りに、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物というのを除いたとしても、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素に関しては、測定を続けるということでしょうか。

(中川課長)

地下水の測定は引き続き行います。

(中澤委員)

今回の議論というのはあくまでも排水の話で、上水とか地下水についてはこういう具合に規制があるわけです。

(近畿地方整備局 小山下氏)

少し説明させていただきますと、2ページに奈良県生活環境保全条例施行規則となっていて、水質汚濁防止法では法の対象事業所を対象にして排出基準を決めていて、それに上乗せして、奈良県は条例対象事業者を決めて、これに対して排出基準を決めるというかたちになっていますので、水濁法では新たな基準として出来たのですが、法の対象事業者は全部対象になるわけです。奈良県がそれ以外のところで、対象事業者に対して規制をかけるというかたちになりますので、2ページの右側に廃ガスとかレントゲンとか畜産業とか色々書いてありますので、県の方で今回施行規則を決めるとそこが排出基準の適用になりますので、そこを議論しないと、排出基準が法で決まったから、それをそのまま適用するというときに、法以外で例えば条例で対象事業者を決めていますので、そこがどうなるのかということが議論の場ですね。アンモニアとかアンモニウム化合物というのは、自然界ですでに存在している話なので、実はこれが新たに生成して出しているわけでもないのに、規制をかけるというのは少し疑問に思っているというふうに解釈しています。

(花田会長)

よく分かりました、ありがとうございました。

(高柳委員)

基本的にいいんですが、論議としたら、2ページの右上にある3つのところですが、その3つだけでいいのかというところも含んで、頭出しを皆さん考えてくださいねと。アンモニアの論議だけじゃなくて、亜硝酸、硝酸の話も大きな問題になっているとか、そういったことを考えておかないと3つのことに限られて、この論議にはめられるのではなく、もっと大きな問題をここで論議しないといけないのに、3つの問題だけですよと多分なっていると思います。亜硝酸の問題という話が出てこない、畜産50頭とかの話だけじゃ違いますよっていうことを結論づけていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。

(中澤委員)

いやその通りだと思います。それで話しが大きくなってしまったというか、実はこの規制としてこのアンモニア、アンモニウム化合物が入ったのですが、このときから規制すべきものはいくらでもあると思います。

(花田委員)

もし奈良県としてもっと規制すべきだということでしたら、例えば今回は、これは「外す」かどうかということをお皆さんに議論していただいています、国に言われるのではなく、こういうものを「加えたら」どうかと、というような議論ですとか、先程ご指摘ありましたように汚水等排出施設というのはこれでいいのかというようなことも、またここで議論していくべきではないかなと思います。それはそれとして、先程、小山下様に整理をしていただきましたので、少し見えてきたかなと思いますが、他にご意見ございますでしょうか。

何も議論がないよりも、色々な事をおっしゃっていただきましたので、私も含めて非常にクリアになりました。どうもありがとうございました。

それでは本案件につきましては、部会の提出案の通りとして、知事あてに答申をさせていただくことにしますが、よろしいでしょうか。

<一同、異議なし>

ありがとうございました。

《(2) 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について》

(花田会長)

では2つめの議事に移らせていただきます。奈良県環境影響評価技術指針の改定等についてでございます。本案件につきましては平成25年5月16日付けで知事より当審議会あてに諮問がございました。前回の第1回奈良県環境審議会におきまして、環境影響評価審査部会へ付議し、審査をしていただいております。それでは環境影響評価審査部会の高橋部会長より、その中間報告ということでご説明お願いできますでしょうか。

(高橋(隆)委員)

部会長を仰せつかっている高橋でございます。前回の審議会以降、7月25日、8月20日、9月9日あわせて3回部会を開催いたしまして、審議を重ねてまいったところでございます。部会審議の結果といたしまして、奈良県環境影響評価技術指針の改定等について取りまとめますので、ここで中間報告をさせていただきます。詳細は事務局より説明をお願いしたいと存じます。

(事務局より資料2-1～2-3に基づき説明)

(花田会長)

ただいまご説明のありました本案件につきまして、中間報告ということではございますけれども、かなり大きな改正でございますので、ご意見、ご質問等ございましたら、是非ご発言お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。資料2-1の左側に図を作ってください、赤くなっているところが、今回の条例改正の骨子でございます。例えば今回、電子縦覧が新たに入るわけですが、電子縦覧というのは、本来どこかに出向いて行って閲覧しなければいけなかったのが、どこでも見るようになるという良い点と同時に、やはりいくつか考えていかなければいけない点があるということで、そのことについても部会で色々議論していただいたとお聞きしております。

(中澤委員)

資料2-1の右の2)のところ、騒音というのが入っていて、先程の議論にあった悪臭とかいうのはどういうカテゴリーなのでしょうか。

(花田会長)

騒音が出ているわけですが、やはり7大公害の一つである悪臭とかはどうなっているのでしょうかというご質問ですが。

(中川課長)

調査項目については当然、悪臭とかも入っておりますが、2)については「騒音」を「騒音及び低周波音」に書き換えるというわけで、改正の内容を書かせていただいております。他の項目についても調査項目として入るというふうにご理解いただければと思います。

(花田会長)

ありがとうございます。従来は騒音というのは区分がなかったのですが、それが世界的な流れとして超低周波音というのを別立てにするという流れがありますので、このように改正するというところでございます。

(中川課長)

先程お話にありました、電子縦覧について、部会の方でもご意見がありましたので、その辺の整理をさせていただければと思います。

電子縦覧で特に問題となると考えているのは、希少種の場所が特定されないような配慮、これが1点と、2つ目と致しましては著作権の問題、3つ目が古いデータがいつまでも残っているということで、この3点について部会からもご意見をいただいております。これにつきまして、法改正に伴い、環境省からも「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」というのが示されました。この中にインターネットの配慮などが記載されているということで、これに基づいて指導を行っていく予定をしております。ただ会長からもご指摘いただきましたし、部会でもご意見が出ているということで、施行されます4月までの間に考え方を整理いたしまして、例えば「環境影響評価関係図書の電子縦覧に関する実施要領」というようなものを事務局の方で関係部局とも相談の上、整理させていただきたいと考えております。また審議会の方にも、お示しさせていただきたいと思っておりますので、そのようなことでご理解いただければと思います。

(花田会長)

今おっしゃられた実施要領をつくっていただくというのは大変良いことだと思います。というのも、これは事業者さんにとっては全体的にかなり負担が増えますので、そういうものがあれば事業者の方にも資すると思っておりますので、よろしく願いいたします。

(中川課長)

施行までには整理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(花田会長)

また、この部会のメンバーは法律関係の専門家ではないのですが、この点についてはいかがでしょうか。

(中川課長)

法制係という係がございますが、条例や施行規則を作成するときに、そこで他府県の状況などを参考にしながら、法的な整理をさせていただくという手続きを踏ませていただきたいと思います。

(花田会長)

是非、法制係の方に確認をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

ご意見もないようですので、委員の皆様にはまた次回、審議会にてご審議をお願いしたいと思います。

《(3) 二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について》

(花田会長)

それでは3つめの議事に移らさせていただきます。二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書についてでございます。本件につきましては平成25年7月2日付けで知事より当審議会あてに諮問がありました。そして審議会として、環境影響評価審査部会で、審議をお願いしてきたところでございます。それでは環境影響評価審査部会の高橋部会長よりご説明をお願いいたします。

(高橋(隆)委員)

事業名における二上採石は「にじょう」でいいのですが、「二上山」は正式には「ふたかみやま」というのが正しい歴史的名称でして、通称「にじょうざん」と言っていますけど。二上採石場拡張事業に係る環境影響評価手続きにつきまして、平成25年7月25日、8月20日、9月9日あわせて3回部会を開催させていただき、準備書の内容等につきまして、事業者等から詳細な説明を受けた上で、各委員の専門的立場、知見により、ご意見を頂戴し取りまとめたので、

それを報告させていただきます。詳細につきましては事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より資料 3-1～3-7 に基づき説明)

(花田会長)

ありがとうございました。この件に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。この件に関しましては本日、答申をとりまとめたいと思っておりますので、もしご意見、ご質問ございましたら、ご発言お願いしたいと思います。

(和田委員)

今日まで議論を重ねてこられたと思いますが、私はこの度最初の審議会ということで、過去の経緯を無視しながら、ただいまの報告について質問を 2、3 点致したいと思います。十分読み込むことができておりませんので、大変失礼だとは思いますが、例えば資料 3-7 の 11 ページに騒音に関する予測結果が載っております。この騒音で朝は少し基準を超えていて、昼は大丈夫だと、だから朝のこの時間帯、7時から始まるのを 8時にずらすとします。そしてこの騒音の上限いっぱい基準値は、多分、健康を害することがないという範囲内の上限値だと思います。しかし健康を害する害しないということもありますが、音が出ていれば、やかましいのは確かです。その音を毎日毎日聞かされるようだと、これはたまったものじゃないという事態が起こりうるのではないかと思います。そのようなことから、一体この基準値の音というものが、全く生活に支障を及ぼさないようなものなのか。超えたら健康を害するというのは、これは大変なことなので絶対だめだと思いますが、それ以内であっても生活に支障を及ぼすような騒音になっているのかというのが 1 つです。

2 つめは、7時から 16 時という作業時間を設定しながら、こちらの答申の案では、8時から 17 時に変更する。そういう時間設定で 17 時の方へ繰り越していくとなった場合に、16 時から 17 時に変わることで何か影響を及ぼすことはないのでしょうか。

それから 14 ページの雨水の水の濁りについて出ておりますが、水の濁りにももちろんきちんと対策はしないといけないのですが、この雨水は山に水が落ちていくと、その水はどこかの川へ流れていくようになっています。しかし、この採石場が広がっていくことによって、その水の流れる方向、集まる受け皿となる川の水の量、そういったものが少し変更になって、川の受け皿の周辺地域では水害が起きるといったことがないのかが気になりました。

(花田会長)

和田委員からご質問が3点あったかと思えます。1点目は、騒音は基準をクリアしていれば良いのか、クリアしていても民家に影響がないのかということ。2点目は操業時間の変更の結果、7時から8時に朝の時間をずらしたというところは良いのですが、夕方は16時から17時にずらしたことで影響はどうかということ。

3点目は、雨水の濁りというのが問題になっているけれども、むしろこの工事によって川が増水し、流入量が増えることによる影響が大きいとは考えられませんかという3点だったのですが、事務局お答えいただけますでしょうか。

(谷主幹)

基準値50dBについてですが、これは騒音規制法に基づく特定工場から発生する騒音の基準でございまして、委員にご指摘いただきました、朝は6時から8時、昼は8時から18時ということで、朝の時間帯を1時間ずらして操業するということと、16時から17時に変更することによる影響につきましても、この基準に基づき変更されたということでございます。50dBがどのくらい影響があるかということですが、一般的な事務所などでは50dBといわれておりまして、また騒がしいようなときには60dBくらいと言われております。詳しい資料は持ち合わせございませんが、一般的な事務所での騒音は50dBくらいと言われております。

そして水の濁りですが、ここの事業所につきましては、竹田川、またその竹田川から葛下川に流れていきまして、またその葛下川から大和川に流れるということでございます。

(花田会長)

流入水量の変化というのはそれほど考えられないということによろしいのでしょうか。

(谷主幹)

そうです。流入量は変わらないということで認識しております。

(花田会長)

それから、16時から17時についてはいかがでしょうか。

(谷主幹)

16時から17時につきましては、特定工場の基準値で昼は8時から18時になっ

ておりますので、その関係で事業者が変更されたと思うのですが、基準内の時間であれば支障がないということで認識しております。

(和田委員)

雨水が注ぎ込んでいくところ、そして受け皿となる川、そこでのことは大丈夫だと思います。実際どうなっているのか分からないので、推測するしかありませんが、その推測のシミュレーションは出したのでしょうか。そういったものは多分できていないのだろうと思うので、私の方から言うならば、推測という形で言うのは少し強引かなと思います。事務局の方でシミュレーションされているのであれば、私の認識を正してください。

それから、事業所で **50dB** とか **60dB** という話だとするならば、事業所の周辺のどこに民家があるかは知りませんが、もし近接する民家が事業所から **20~50m** 離れていたとするならば、万が一病人さんがいらっしやったとするならば、これは大変なことになります。私は採石事業者に対し、どうこうというのは全く考えていません。しかし、付近住民の方々の生活に悪影響が出ては大変だという想いで、単にこの基準値をクリアしているからこれでいいでしょうということではだめですよということを言いたい。そのことが産業廃棄物の関係にも出ていますので、ご紹介いたします。産業廃棄物の処分場から臭いが発生していて、これ以上の臭いになると病気が発生しますよということがなかなか掴みにくく、判定がしづらい。臭いがあるということが間違いないので、付近の方々は大変困っているのに、基準値がどうのこうのという話にはなかなかならない。この臭いを毎日嗅がされて、病気になり医者に行っても、臭いによる影響なのかというのは分からない。実際、私はその苦情を受けて、県と連絡を取りながら対策を打つように話はしていますが、そういうようなことで、単に法律では基準値という形になってはいますが、それだけにはとどまらない色々な問題がありますよという一端としてこの問題を指摘させていただきました。従って大事なことは、現場に行って日常生活に耐えられるような音のかを観察する必要があるのではないのでしょうか。

(谷主幹)

委員からご意見頂戴したように、周辺の民家につきましては事業所から **420m** のところにございます。騒音と悪臭に関して、二上採石の産業廃棄物の処理施設は、今も稼働しておりますが、苦情はなく、苦情があれば速やかに対応すると事業者から確認しております。

(影山局長)

先程、事務局から説明しましたが、50dB というのは普通の事務所の中での状況で、通常の会話が 60dB くらいで、電話の音が 70dB。50dB というのは、厳しい基準をおいているという認識をさせていただいているということをつけ加えさせていただきます。

(和田委員)

現場が 420m 離れているということを聞かせていただきましたが、慎重の上にも慎重に対応していくことが望ましいという観点で私は発言いたしました。現状が分かりませんので、これ以上のことは差し控えますが、有識者の皆さんでございませので、この方向に私の考え方も添わせていただくことにいたしますが、指摘するところを、お汲み取りくださいませ。

(花田会長)

事務局も部会も現場にはいらっしやっていますので、それで調査をされていることだと思います。ありがとうございます、他にいかがですか。

(井岡委員)

私も審議会は今回が初めてですが、お伺いしたいと思います。脱水ケーキを正田建設から受け入れるということで、脱水ケーキというのは産廃、いわゆる下水のシールド工法のと きに出る建設汚泥の水の入ったものを、天日干ししたものを表土に使うということで、産廃を引き受けてそれを再生土にするのか、もしくは汚泥ケーキのまま使うとなれば、産廃法関連について、どのように考えられるのかというのが一点です。

それから脱水ケーキを入れられるということですが、脱水ケーキ自体は 5 4 万 m³ で、この業界というのはこの処理に非常に困っておりまして、普通は汚泥ケーキに他の土を入れて再生土に使ったら、産廃にならないということも聞いております。修復に使う土を、産廃を流用するという形にはなるのですが、これは法律のこともありますし、これを正田建設は生業としていると思いますので、搬入路の制限はつけられているのか。

これは余談になりますが、こういう問題が出てくると、いつも会社の経営体質、倒産等があればどうなるのかということも考えていかなければならないと思っておりますが、この 3 点質問させていただきます。

(花田会長)

汚泥表土と産業廃棄物処理法との関連。それから量の制限というのをかけてい

るかどうか、それから、もしこの会社が倒産したらというようなことも考えているのかどうかという3点ですがいかがでしょうか。

(谷主幹)

脱水ケーキのことに關してですが、修景盛土材につきましては建設汚泥70万³m³と脱水ケーキ54万³m³合計124万³m³を跡地の基盤として用いるということでございます。また、この事業全体から発生する量としまして236万³m³の表廢土石が出るのですが、全量につきましては修景盛土材として使うということを確認しております。産廢法關係につきましては、確認はしておりませんので、どれくらいの量の制限があるかは分からないという実状でございます。

(上山次長)

今回の環境影響評価書に記載される内容につきましては、引き続き事業者から報告をいただきながら、そういった内容が適切に実行されているかどうか、これは、この事業者が今後他法令でもって許可なり認可を更新される際、判断の基準の1つになると考えております。

(花田会長)

今回は、準備書について評価をいただいたことに関して、部会からこの審議会にご報告をいただきました。この準備書に關しまして、またこの審議会から知事に答申を申し上げるといふ、そういう段階だと思います。ですから、これで終わりということではもちろんなく、今後どのように調査を続けていくかというようなことですか、今後このように対応するといったことがちゃんとできているかどうかのチェックも、もちろん今後続けていくということになると思っています。そういういくつかの段階の中で今回は準備書についてということ意見をいただいております。答申案というのが資料3-4にあります。これを皆さんに見ていただきまして、これで知事に答申して良いかどうかということが今回の議論の根幹でございます。

私が1点説明していただきたいのは、資料3-4の3のアで「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準」ではなく、「特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準」を適用することを基本とし、予測結果等を再評価すること。とございますが、これの意味を一言ご説明いただけますでしょうか。

(上山次長)

騒音・振動の発生源に対する基準は2種類ありまして、1つが特定建設作業に伴

って発生する騒音・振動の規制に関する基準、もう 1 つが特定工場等において発生する騒音・振動の基準となっております。この違いは何かと申し上げますと、特定建設作業というのは建設作業の途中で起こるものでありますので、一時的な期間が区切られた場所からの騒音、特定工場等は、継続的に事業が実施されるものですので、期間が限定されない事業所からの騒音・振動となっております。今回の二上採石場での事業内容は、ある意味土地の改良とか、そのような工事ともみれないことはないのですが、事業が継続するという事で、特定工場等において発生する基準を適用するという事でございます。

(花田会長)

先程ご質問いただいたことと少し関連するのですが、そういう基準で予測結果等を再評価するのだということが、答申の中でもはっきり示されているということでございます。

(井岡委員)

疋田建設が所有する A 処理場で処理される量の内の 70 万 m³の建設汚泥に、54 万 m³の脱水ケーキを加えた合計 124 万 m³を跡地の基盤として使いますというふうになっていますが、この汚泥ケーキが出る時点で産業廃棄物であると思われま。産業廃棄物をそのままここへ持って行くのであれば、産廃法に関するのではないかという指摘に対しての見解をお願いいたします。

(上山次長)

資料 3-3 の 2 ページのところ、廃棄物についてという記載がございます。この事業計画の中で発生する、また、盛土に使用するものが 2 種類ございまして、1 つは場内での採掘作業に伴い発生する、先生におっしゃっていただきました内容のものが出てまいります。これは場内で発生するものでございますので、基本的には場内で処理するという事でございます。もう一方、下の欄に場外から搬入する建設汚泥につきましては、「建設汚泥処理土利用技術基準」に基づいた第 2 種改良土以外の修景盛土以上の品質を確保したものを修景盛土に用いるということになっておりまして、他法令についてもこの扱いは問題ないと思っております。

(和田委員)

資料 3-2 の 1. 大気質についてのところで、住民地域へばいじんが集中した場合には、操業を停止して状況を観察する等の柔軟な対策を打ち出すこととありますが、このばいじんが集中した場合というのは、一体誰がそれを訴えるのか、

訴えた場合に、それが集中しすぎている、していないというのは誰が判定するのか、その基準がよく分かりません。

それから、2. 悪臭のところで、著しい強い臭いが発生した場合とありますが、誰がその臭いを判定するのか。

それから、4. 水質のところで、効果が不十分な場合には必要な措置を講ずる等安全性の確保に努めることとありますが、この必要な措置を講ずるということについて、誰が勧告するのか。勧告というのがどういう責任体制になるのか分かっておれば、お示しいただきたいと思います。

(上山次長)

ありがとうございます。先生のご質問の内容につきましても、資料3-3をご覧くださいと思います。大気質についてのところですが、降下ばいじんの内容でございますが、事業者はこの監視に対しまして、残土山の頂上にカメラを設置し、降下ばいじんの状況を常時監視するというような措置を言っております。それに対してプラントの停止、散水処理などの措置を講ずるとしております。

それから悪臭につきましても、臭気の程度を把握する、毎日14時前後に近傍も含めて定期的な巡回を行うとしております。また年1回、臭いの発生する時期になる夏季において分析を行い、この内容についてはホームページ等で公開するとしております。

水質につきましても、水質の分析を第三者機関に依頼をする、こういった内容を継続して行うと申し上げます。一義的には事業者がこういったことを判断し記録に残すということでございます。

(花田会長)

この調査とか基準の在り方というのは、別途定められています。ですから、それに則って評価するということになっていますので、そのところは決まっているとおりにやるということによろしいかと思えます。

(和田委員)

詳しい議論は省きますが、基本的には住民の皆様方の意見、要望を最大尊重しながら、会社の自己申告がどうなのかということを確認していただくことが必要ではないかと思えます。私の発言の記録を留めておいていただければと思います。

(花田会長)

これは公表しますので、もちろん住民の方々にこれを見ていただくことになると思います。そのときに専門家の方はこういうふうに評価していますということも、お示しするための公表でございますので、その点は手続き上も、ご発言を記録することになっているということで、ご確認いただければと思います。

(高柳委員)

産廃のことです。建設汚泥、脱水ケーキも含めてその中に入ってくると。この場合は、採石場に関連した水質調査は仕組みとしてなっているということですよ。逆に産廃を表土として使うということに対しきちんと分析するというのをこちらから提言しておかないと、水質調査を普通の採石場と同じような形だけでは不十分だという認識を持たないといけないと思います。

(上山次長)

ありがとうございます。資料3-3の2ページの廃棄物についてのところですが、場内で発生したものについて、先生おっしゃっていただいたと思います。外から持ち込むものについては、下の欄にありますように、場外から搬入する建設汚泥は、「建設汚泥処理土利用技術基準」に基づき、第2種改良土以上の品質を確保するとなっております。特定有害物質の含有量基準を確保するための試験を実施し、適合しないものは使用しないとなっております。

(高柳委員)

和田委員も先程おっしゃっておられましたが、和田委員の地域では産廃で大変な目に遭われていますよね。色々な基準はクリアしたけれども、複合的にいっばい持ち込んだ時に、いや私たちは基準測定しましたよと言っても、結果その現場で大変なことが起きてしまったらいけない。そしてそれを逐一、性善説で企業が適合しましたと持ち込んだ後のことのチェックもせずに、という話になったら、性善説の上塗りの結果が今の社会を生み出しているのだとすれば、この場所で何かチェックすることが必要じゃないかという問題提起です。

(久委員)

資料2-1の左の図が分かりやすいのですが、今回は準備書の段階にありまして、前回は方法書ということで、どういう方法でやるのかということの議論をしていただきました。今回、それに基づいて1回準備書として我々もチェックをさせていただきまして、それで不十分な点を参照しているというのは資料3-3でありますし、それをまとめてもらったのは資料3-2ということになり

ます。それに基づいて正式な評価書というのが、今後出てくる訳です。今回色々いただいたご意見が、資料3-2、もう一度事業者にお返しする内容で盛り込む必要があるとすれば、ここで議論していただいて、資料3-2の記以下の内容を変えていただかないといけない訳ですけども、部会でかなりチェックをさせていただいて、細かい意見まで述べております。それに対してのまとめである、資料3-2ないし3-4を準備しておりますので、ここに盛り込む内容であるべきかどうかという点で、最終ご議論をお願いできればなと思います。

(高柳委員)

産廃のことに關しては、現場ではチェック体制を取るか取らないかということが、この場所の意志として、そういうことはするのですかということをお聞きする必要があります。試験を実施し、その記録を保存することは大事です。試験を実施というのは、建設廃材にしても汚泥の脱水ケーキにしても、建設の過程の中で、途中でどんどん変質しますし、良いところだけでチェックしてそれが記録として残る、それが建築現場の1つのサンプルとして残る。良いところだけチェックして、それが実験結果として県にあったとしても。だから、色々なことを予想して、逆にそういうことを事業化するなり、最終の出口の排水のところでチェックしますよというぐらいの意志でやってもらわないと。性善説の上塗りです。

(久委員)

脱水ケーキが問題ではなくて、そこから色々なことが発生していくことが問題なのです。水質なり悪臭なりそれをどうチェックするかということで、廃棄物以外の項目でかなりモニタリングしていただきたいということも事業者にも言っていますし、それから、方法書だけではなく、事業が動いた後も定期的にモニタリングせよというようなことをこちらからも言っておりますし、事業者自身も、今準備書の中に書いています。さらにそれを強調せよというのであれば、ご意見いただいて、3-2、3-4のところの修正を具体的に、どこに、どういう形で修正するかということをお聞きしたい、ここで議論していただければいいかと思います。

(高柳委員)

産業廃棄物を利用するということは、事業にかなり付加価値をつけるということです。そのところを一般的な水や騒音とか悪臭の対応じゃなしに、産業廃棄物の事業を持ち込むときの、企業の意志としてこれだけのものだと、こういうものを持ち込むのであればきちんとやってくださいよと。今の時代の最善の知恵をここに表現すべきだと思います。

(和田委員)

関連して、私もこれを皆様に受け止めていただきたいと思いますのですが、ある会社が産業廃棄物の中間処理場施設を持っております。事業計画書では数字の面でも、基準値などに全て適合する、合法的なものを提出しております。しかし、それが一旦通過して、事業をやっていくと、ある状況で一時的に量がものすごく増えるというのがあります。この増えたときにどうするのかという問題があります。これは事業者のモラルであるというものの、事前の計画書で問題が起こらないようなものが提出されるから、このときは、我々みんなきちんと真剣に議論して計画書を通過させています。現に違反がたくさん起きているため、後々問題が起こりやすいかということが、議員の間では心配しております。しかし違反を想定して話をしていたら、どうしようもございませんので、やはり法律に則っての処理の仕方、議論して一応通過させるにしても、事後の点検をどうするのかとか、起こりうる問題にはどのようなことがあるのか、それをきちんと我々は見ておく必要があるかと思えます。泣くのは近隣住民の方であり、奈良県は経済的・環境的損失を被ることになるわけで、そういう危惧をしながら今の発言を申しておるということをご理解ください。

(花田会長)

ありがとうございます。そうしますと、資料3-2のとおり部会から審議会にご報告いただきましたということで、同じ内容を知事に答申するという案が3-4として出てきていますけども、今ご議論いただいているのは7の廃棄物についてというところですね。廃棄物といっても材料そのものが廃棄物だというところを、特にこの場合は注意しなければならないというご指摘が、複数の委員の先生から強く出てきている訳でございます。例えば、今書いてあるのをアとしまして、イに特に外部から持ち込まれたものに関しては、常にモニタリングして公表しろというようなことを付け加えるかどうかですね。

(井岡委員)

建設残土というのは廃棄物じゃないのですが、建設残土を使うのであれば別に、何の問題もない訳です。それを、産廃の再生土としてここに使うというのが一番の問題なので、事業の内容としては土石採取事業の変更の事業であり、無理に廃棄物を入れる必要はないのに、なぜこういう計画があるのかということが少し腑に落ちないところです。

(花田会長)

準備書に7がある必要はないと。

(高柳委員)

それは事業者が判断することで、事業者がこういう計画をしたいということで、良いと思います。それを受け入れる側の判断からしたら、産廃持ってくるのだったら、腹をくくって持っておいでという話をこの場所で論議しないと、残土を持ってくるのと同じような形で案を出していたら笑われますよと僕は思っています。ここの産廃のことは、もっと厳しく、奈良県はきちんとやっていますよと、その役割が僕らですよという自覚を持たないとだめだと思います。最善の今の知恵、学者なり色々なところが色々なところを見てきた中で、チェックをできる最大限の、事業者の自由を脅かさなくてもやれるところはどこなのかということを出さなかったら、ここの責任は大事だと思います。

(上山次長)

今回の本審議会に審議をお願いしておりますのは、二上採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書の内容について適切であるかというご議論をしていただいております。この内容に沿いまして、事業者が事業をした際に、他法令に違反するようなことがあった場合には、その法令で厳しく対応することになると思います。更にこれは採石事業でございますので、定期的なパトロールも行っております。そういった観点からも、もし違反があれば、発見の端緒になりうると考えます。

(高柳委員)

答えになっていないです。脱水ケーキとかは色々な基準の中で、こういうふうにやりなさいと言って、そうじゃないものが持ち込まれる可能性が大なんです。そういう制約をつけても、普通の企業活動としたら、結果としてそういうことをやらされてしまうのです。そういうことを持ち込ませない仕組みをどういうふうにするのか、持ち込まされたとしてもすぐにチェックできる体制を持つようにやっておかないと、桜井市のように知らぬ間に産廃の山ができるんです。企業が悪いというのではなく、企業もそういう仕組みの中でやらされてしまうので、ここで論議するときは知恵を出し合って、このようなことをやってくださいよということをごここから提言することが、すごく大事に思うので。

(花田会長)

具体的にどういう項目があったら、そういうことを防げると思われますか。

(高柳委員)

あまりチェックばかりやる訳にもいかないと思うので、資料3-2の7のところ
で言うのであれば、試験の実施だけじゃなしに、持ち込んだ時に、普通、産廃
の処理場がやっているようなことは、ここではしないといけなんでしょう。産
廃の関係の職員とかもっと詳しいところの知見というのがあるはずだから、そ
ういうのを部会でやってもらわないと、と僕は思います。

(花田会長)

部会ではそのあたりどうだったのでしょうか。
あまり出なかったということですか。

(上山次長)

おそらく部会でご議論なかったのは、法令遵守ということを大前提において、
環境の影響評価という観点からの部会のご議論であったと理解しております。
先生方、ご心配いただいている内容につきましては、他法令での遵守をもう一
度事業者の方に伝えたいと思います。

(高柳委員)

それではだめだということです。僕は企業活動を自由にして欲しいと思ってい
ます。そういうことが大前提です。法令遵守やってくださいって言うんですけ
ど、逆に、事業者にこんなに付加価値のある産廃を持ち込むのであれば、あな
た何かするんでしょうというのが今までの県の姿勢です。それが今回は非常に
優しい。これ、採石場にどれだけ付加価値あがりますか、そういうことを県民
は見ますよ。これだけ付加価値が付くのであれば、企業はこれだけの設備投資
をするだろうと思われるのを実際させないと、どうなりますか。

(花田会長)

環境への影響が出るのが一番の問題ですよね。ですから環境への影響が出てい
るかどうかということ、そこでチェックするというところに

(高柳委員)

モニタリングとかそういうのが必要なんです。

(花田会長)

だからモニタリングが必要だと思いますので、それをやりなさいというふうに

言うということをおっしゃっているのではないかと思うのですが。

(高柳委員)

一般論の水質を調べるとか浮遊物がいっぱいあるとか、そういうレベルではないのですよ。土壌の中には色々な重金属とか入っている場合がある訳です。そういうのをすぐさまモニタリングできるように対応しないと、というふうに僕は思います。

(近畿地方整備局 小山下氏)

ご心配いただいているところはあると思うのですが、資料 3-3 に、審査部会であった意見を踏まえて、事業者さんがどういうふうに考えているかということで、7.廃棄物のところで出ていると思うのですが、基本的には、環境基本法に基づいて、土壌環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質というのがございますので、それを含まないものを確保するということが事業者が謳っております。そのところは信用しないと、アセス自体がこういうチェックをして次のステップへいくのですが、これがもう信用できないということを考える自体が、アセス制度自体があかんとやっているのと一緒になります。ここは結果的に評価書の中に上がってくると思いますので、そこは信用していかないと、この評価制度自体がおかしくなるというような形になります。事前にチェックして事業をやっていく制度ですので、その辺は少しそのまま考えていかなければいけないと思います。

(高柳委員)

事業者がそういうふうに積極的に協力していく自主性が必要なので、資料 3-3 の 2 ページ目の産廃の下の欄に、実験を実施し、記録を保存し県から要望があった場合には提出するようにしますという意見を出している訳ですよ。これは入口の論議ですね。出口の話ではこのような設備も含めて必要でしょとか、この場所では作られないのかとか、それは環境影響評価では逸脱している話になるのですかということです。

企業は環境に対応をした仕組みをきちんと作ろうとしているのですという話の中で、ここまで言うなら、実験したことを記録に残せとまで言うのであれば、日常的に染み出てくる水の検査を、企業責任できちんとする、第三者機関のチェック体制で水の検査をすることをここから要望すればいいのです。今までの経験から言って予想されることを、そこまで書かない論議にならなければおかしいと思います。

(近畿地方整備局 小山下氏)

それは、そういうふうには書けばいいと考えます。

(高柳委員)

賛成してくれはるんやったら、そうですと言ってくださればいいんですよ。

(近畿地方整備局 小山下氏)

今ここに書いてあることで結果的に記録保存するというのが信用できないのであれば、ホームページで全部毎月公表するなど方法があると思います。

(高柳委員)

それは持ち込むまでの実験結果ですよ。持ち込んだ後のことも含めてしないといけないんですよ。

(久委員)

有害物質を含まないものを持ち込むということになっていますから。

(高柳委員)

今までの経験から言えば、最初の段階では入っていないなくても、途中で入って最後に出てきたら途中が中抜きになりますよね、一連のものとしてトータルで判断しないとだめです。

(花田会長)

もしそれでしたら、調査する時点を指示するという事かもしれませんが、今、高柳委員がおっしゃっているのが、例えば最初の時点でちゃんとしているものが、後にはちゃんとしていないというような例であれば、ここで議論することと少し違うところなのではないかと思うのです。つまり準備書の議論とは少し外れるのではないかと思うのです。

(高柳委員)

さきほど、塵灰のことにして誰が判断するのかという質問をしたと思うのですが、それに関しては、きちんと常時監視している設備がありますと、モニタリングできちんとできるという答弁があったんですよ。そしたら同じように産廃を持ち込んで、産廃から漏れ出てくる水をここで論議して常時監視する仕組みを作ってくださいということをやらないのか。

(花田会長)

水質は調査しませんか。

(高柳委員)

どこまでチェックするとか一般的な浮遊物がどうか、濁っているとか話じゃなしに、重金属をきちんとチェック出来る体制とか、産廃場がモニタリングするぐらいのことをしないとだめだって言っているのです。塵灰については監視する設備があるといっても、一番環境に大切な水を厳しくチェックするモニタリング設備が僕は必要だと思います。

(花田会長)

例えばですが、この4番の水質のところ有害物質について調査をするという項目を入れるというのはいかがですか。

(高柳委員)

産廃という特別な付加価値を持ち込むのだから、産廃のところできちんと見ておかないと、一般的な水の汚濁の話とかとは違うのだから。

(花田会長)

ですから、産業廃棄物を持ち込むというところで、調査したらどうでしょうかということを申し上げたのですが。

(久委員)

提案ですが、7のところ今までのご議論を反映するならば、「明確にすること。」の後に、「更に廃棄物搬入を前提とした強固なモニタリングシステムを確立すること。」という一文を付けて、今度、評価書の中でどういうモニタリングシステムを提案してくるかということではいかがでしょうか。

(花田会長)

ありがとうございます。つまり、今これはまだ準備書で、次に評価書の議論の段階でまた出てまいりますのでいかがでしょうか。今の一文を付けて、

(久委員)

さっと書いたものなので、修文は事務局の方で、最終的には会長の判断になると思うのですが、「更に廃棄物搬入を前提とした強固なモニタリングシステムを

確立すること」ということで、かなり色々なことを考えろということ、まずは事業者に言うと、そしてどう考えてきたかということ、最終的には評価書の中で記載していただくということ。

(和田委員)

産業廃棄物というものは実に厄介で、後々、色々な問題が出てきます。産業廃棄物を扱うと、水質は大体汚染されます。そういうことをできるだけ防ぎたいということで、おっしゃるようにモニタリングをきちんとどういう形で行うのかとか、そういうことは良いと思います。この事業者に対し、企業活動をしばらくはできませんので、これはこれで法律をクリアしている限りは良いのでしょう。審議することは自由だし、こちらはそれを評価するのだから。問題は、評価がこの時点では良いけれども、これまでの色々な産業廃棄物を扱う事業者の展開からすれば、5年、10年経っていくと出てくる問題が多々ありそうなので、そこは慎重になりましょうと、こういう意味で、モニタリングとか何らかの厳しい文言を盛り込む必要があるのではないかとということで、一例に挙げられたことは賛成でございます。

(花田会長)

それでは、久委員からご提案がありましたので、その一文を盛り込むということで事務局いかがでしょうか。

(上山次長)

少しご相談をさせていただきたいと思います。他法令の関係も踏まえ、これは産業廃棄物処理場ではございませんので、もし産業廃棄物処理場でなければ埋められないようなものを埋めた場合は、それでやりますけども、そうでない施設に水質の検査まで義務づけるというのは可能かどうか研究する必要があるかと思えます。

(中澤委員)

今ちょっと水質の話が出たので。万が一入ってきてしまった場合には、排水基準とかを県としてはモニタリングできるのですか。それを県がすべきかどうかにもよるのですが、その辺をこれからご議論いただきたい。

(高柳委員)

すごく難しいことかなと思いつつ聞いているのですが、本当に環境を守る最前線の話だと思います。企業が産廃ってなっているものを、産廃じゃなくなら

せようとして、そこに持って来るときの話じゃないですか。だからこの話は色々なところにも波及する話だと思うので、これはきちんと対応してほしいなと思います。

(花田会長)

一方で、汚泥などについては、回して使っていかなければならない資源だという考え方もある訳で、そういうものの品質をちゃんとチェックした上で、環境への影響がないような形で、事業活動をやっていただくということをきちんとここで評価していくことが、多分この審議会の役目だと思います。そういう意味では、産廃関係の色々な事例に詳しい委員の方達から非常に懸念される強い声があったというのは、とても重要なことかなと思います。この件に関しましては、かなりご意見を強く承っておりますので、一応準備書の段階では、事務局と私あるいは副会長も含め、それから部会長とこの審議会の中で部会委員をしてくださっている委員の方も含めて調整を行いたいと思いますので、今回はこういう形にしますということで、委員の方に一度お諮りしていただいでよろしいでしょうか。集まっていたのは、皆様のご都合的にも無理だと思いますので、調整をした上でその答申案を事務局から委員の先生方にお諮りしますので、そのうえで答申とさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

<一同、異議なし>

大変熱心なご議論本当にありがとうございました。以上で本日予定しておりました案件についての審議は全て終了いたしました。

以上